

議案第 4 号

我孫子市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

我孫子市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の種目、支給要件等を改めるため我孫子市職員の旅費に関する条例の一部を改正するとともに、関係条例の条文を整備するため提案するものです。

我孫子市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(我孫子市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市職員の旅費に関する条例（昭和54年条例第32号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7) 家族</u> 職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていない</u>が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするもの</u>をいう。</p> <p><u>(8)</u> 略</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p><u>(4) 旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第1条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8) 扶養親族</u> 職員の配偶者（届出を<u>しない</u>が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているもの</u>をいう。</p> <p><u>(9)</u> 略</p> |

(旅費の支給)

第3条 略

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 規則で定める職員が死亡した場合において、当該職員の本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。)にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

3 略

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち規則で定めるところによりその者の

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 規則で定める職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

3 略

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡

損失となる金額又は支出を要する
金額を旅費として支給することが
できる。

(1) 第 1 項及び第 2 項の規定によ
り旅費の支給を受けることができ
る者が、死亡し、又は傷病その他
やむを得ない事情により旅行を中
止し、若しくは変更したとき。

(2) 第 1 項及び第 2 項第 1 号の規
定により旅費の支給を受けること
ができる職員がその家族の旅行に
ついて第17条及び第18条に基づく
旅費の支給を受けることができる
場合であつて、当該家族が死亡し、
又は傷病その他やむを得ない事情
により旅行を中止し、若しくは変
更したとき。

5 第 1 項及び第 2 項の規定により
旅費の支給を受けることができる
者が、次の各号のいずれかに該当す
る事情により、概算払を受けた旅費
額（概算払を受けなかつた場合に
は、概算払を受けることができた旅
費額に相当する金額）の全部又は一
部を喪失した場合には、その喪失し
た旅費額の範囲内で規則で定める

した場合において、当該旅行のため
既に支出した金額があるときは、当
該金額のうち規則で定めるところ
によりその者の損失となった金額
を旅費として支給することができる。
る。

5 第 1 項及び第 2 項の規定により
旅費の支給を受けることができる
者が、旅行中交通機関の事故、天災
その他本人の責めに帰ることが
できない事情により、概算払を受け
た旅費額（概算払を受けなかつた場
合には、概算払を受けることができ
た旅費額に相当する金額）の全部又
は一部を喪失した場合には、その喪

金額を旅費として支給することができる。

(1) 旅行中の天災又は交通事故その他の当該者の責めに帰することができない事情

(2) 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

(旅行命令)

第4条 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の**変更をする**必要があると認める場合**で、前項の規定に該当する場合**には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、**その変更をする**ことができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は**その変更をする場合**には、**規則で定めるところにより**、当該旅行者に**通知しなければ**ならない。

失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令)

第4条 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を**変更（取消しを含む。以下同じ。）する**必要があると認める場合**には**、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、**これを変更する**ことができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は**これを変更する**には、**旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければ**ならない。**ただし、旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない**

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 及び 3 略

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行雑費、宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費とする。

場合には、口頭により旅行命令を発し、又は変更することができる。

5 旅行命令書の記載事項及び様式

は、別に定める。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 及び 3 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

8 移転料は、規則で定める職員の赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、規則で定める職員の赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた、経路及び方法によつて計算する。

(旅行日数)

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日

数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(旅行雑費等で定額を異にする場合)

第10条 1日の旅行において、旅行雑費又は宿泊料(扶養親族移転料のうち宿泊料に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

(区分計算の旅費)

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ

(旅費の請求手続)

第9条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に**規則で定める**書類を添えて、**これ**を当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、**当該書類**の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る**旅費**のうち、**当該**書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の支給を受けることができない。

2 及び 3 略

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道並びにこれらに類するものをいう。次項、第13条第1項及び第19条にお

以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に**必要な**書類を添えて**これ**を当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、**必要な添付書類**の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る**旅費額**のうち、**その**書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の**金額の**支給を受けることができない。

2 及び 3 略

4 第1項に規定する必要な添付書類の種類、様式及び記載事項は、別に定める。

いて同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(常勤の特別職の職員に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級(常勤の特別職の職員が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費

用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（常勤の特別職の職員に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の

上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（常勤の特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため

特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動(片道2キロメートル以上の陸路旅行に限る。)に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、路程に応じその乗車に要する普通旅客運賃による。ただし、急行料金及び座席指定料金を徴する線路による旅行の場合には、その乗車に要する料金を加算する。

2 前項ただし書に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル(千葉県内の路程については80

客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める交通用具を利用する移動に要する費用

2 前項第5号に掲げる費用は、全路程（同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る路程を除く。）を通算して計算するものとし、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
（旅行雑費）

第14条 旅行雑費は、宿泊を伴う旅行中の在勤公署との通信連絡費等の諸雑費に充てるための費用とし、その額は、旅行中の日数に応じ、1日につき600円とする。

キロメートル）以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項ただし書に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

（船賃）

第14条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分す

る船舶による旅行の場合 次に規定する運賃

ア 常勤の特別職の職員 最も上級に当たる運賃

イ その他の職務にある職員 中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合 上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合 その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合 前3号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金

(5) 常勤の特別職の職員が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合 同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき13,000円（常勤の特別職の職員にあつては、15,000円）を上限額とする。ただし、現に支払った費用の額が当該上限額を超える場合であつて、任命権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該費用の額を宿泊費の額とする。

(1) 会議、研修等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

（包括宿泊費）

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費の額の合計額とする。

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第16条 車賃は、片道2キロメートル以上の陸路旅行について支給し、その額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

(転居費)

第17条 転居費は、規則で定める職員の赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に定める方法により算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運搬を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の規定による算定に当たつ

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第17条 旅行雑費の額は、別表第1の定額による。ただし、規則で定める市区町村に旅行する場合の旅行雑費については、宿泊する場合を除き、支給しない。

ては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受け金額を差し引くこととする。
(家族移転費)

第18条 家族移転費は、規則で定める職員の赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費及び包括宿泊費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合に

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 水路旅行及び航空旅行についての宿泊料は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

は、当該赴任後における職員の新
居住地）に移転する場合には、同
号の規定に準じて算定した額

2 任命権者は、公務上の必要又は天
災その他やむを得ない事情がある
場合には、前項第2号に規定する期
間を延長することができる。

（近距離の転居に係る転居費等の
制限）

第19条 旧在勤地から新在勤地まで
の距離が鉄道50キロメートル未満
の場合については、転居費及び家族
移転費は支給しない。

（移転料）

第19条 移転料の額は、次の各号に掲
げる場合に依り、当該各号に定める
額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を移転す
る場合 旧在勤地から新在勤地ま
での路程に応じた別表第2の定額
による額

(2) 赴任の際、扶養親族を移転し
ない場合 前号に規定する額の2
分の1に相当する額

(3) 赴任の際、扶養親族を移転し
ないが、赴任を命ぜられた日の翌
日から1年以内に扶養親族を移転
する場合 前号に規定する額に相
当する額

2 前項第3号の場合において、扶養
親族を移転した際における移転料
の定額が職員が赴任した際の移転
料の定額と異なるときは、同号の額

は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合 赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額並びにその移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、別表第1の宿泊料定額の1夜分に相当する額

イ 12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合 扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることがで

きない。

2 前項に規定する場合において、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額が年齢に応じて定められているときのそれぞれの額は、扶養親族の移転の際における年齢に応じた額による。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

(同一地域内の旅行の旅費)

第21条 同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃の実費を支給することができる。

(退職者等の旅費)

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合 出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合 次に掲げる旅費

した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合 赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合 出張の例に準じ、

ア 退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（イにおいて「退職等を知つた日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合 赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合 死亡地から旧在勤地までの往復

職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合 前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

(外国旅行の旅費)

第22条 略

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1

に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合 赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第9号に掲げる順序により、同順位がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第20条第1項及び第2項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同条第1項第1号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第24条 略

項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条及び第15条から第18条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(通勤手当との調整)

第24条 旅行者が我孫子市一般職の職員の給与に関する条例第11条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区画が含まれるときは、その重複する区画に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第25条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項

において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（旅費の調整）

第26条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

（旅費の調整）

第25条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(年度経過等による区分)

第27条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(旅費の特例)

第28条 略

(旅費の返納)

第29条 支出命令者等は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(委任)

第30条 略

(旅費の特例)

第26条 略

(委任)

第27条 略

別表第1(第16条—第18条、第20条関係)

| | | | |
|-----------|----------|-------------|-----------|
| <u>区分</u> | <u>車</u> | <u>旅行雑費</u> | <u>宿泊</u> |
|-----------|----------|-------------|-----------|

| | 賃 (1 キ ロ メ ー ト ル に つ き) | (1日につ き) | 料 (1 夜に つき) |
|---------------|---|-------------|----------------------|
| 常勤の特別 職の職員 | 37日帰りの場 円合 300円 宿泊を伴う 場合 600円 | | 15,00 0円 |
| 上記以外の 職員 | 37日帰りの場 円合 300円 宿泊を伴う 場合 600円 | | 13,00 0円 |

別表第2 (第19条関係)

| 鉄道 50キ ロメ ー ト ル未 満 | 鉄道 50キ ロメ ー ト ル以 上10 0キ | 鉄道 100 キロ メー トル 以上 300 | 鉄道 300 キロ メー トル 以上 500 | 鉄道500 キロメー トル以上 |
|--------------------------------------|--|--|--|-----------------------|
| | | | | |

| | | ロメ ート ル未 満 | キロ メー トル 未満 | キロ メー トル 未満 | |
|--|----|---------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 職務 の級 が4 級以 上で ある 職員 | 0円 | 123, 000 円 | 152, 000 円 | 187, 000 円 | 248,000 円 |
| 上記 以外 の職 員 | 0円 | 107, 000 円 | 132, 000 円 | 163, 000 円 | 216,000 円 |

(我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第15号)
の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(費用弁償)</p> <p>第6条 議長等が公務のため<u>旅行した</u>ときは、<u>その旅行について費用弁償として旅費</u>を支給する。</p> <p><u>2 前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行雑費及び宿泊</u></p> | <p>(費用弁償)</p> <p>第6条 議長等が公務のため<u>旅行する</u>ときは、<u>別表に掲げる費用弁償の額</u>を支給する。</p> |

費とし、その額は、常勤の特別職の職員に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

2 前項に規定する費用弁償の額の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表（第6条関係）

| <u>鉄道賃、船賃及び航空賃</u> | <u>車賃</u> (1 キロ メー トル につ き) | <u>旅行雑費</u> (1日に つき) | <u>宿泊料</u> (1 夜に つき) |
|------------------------|---|---|-------------------------------|
| <u>常勤の特別職の職員に相当する額</u> | 37円 | 日帰りの 場合 300 円 宿泊を伴 う場合 6 00円 | 15,00 0円 |

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|------|------|
| (報酬) | (報酬) |

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。ただし、報酬の額が日額で定められている場合であつて勤務時間が4時間に満たない場合の報酬の額は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。

2 略
(費用弁償)

第3条 略

2 前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行雑費及び宿泊費とし、その額は、常勤の特別職の職員に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 略
別表 (第2条関係)

略

第2条 特別職の職員の報酬は、別表第1のとおりとする。ただし、報酬の額が日額で定められている場合であつて勤務時間が4時間に満たない場合の報酬の額は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。

2 略
(費用弁償)

第3条 略

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

3 略
別表第1 (第2条関係)

略

別表第2 (第3条関係)

| 鉄道賃、船賃及び航空賃 | 車賃 (1 キロ メー トル につ き) | 旅行雑費 (1日に つき) | 宿泊料 (1 夜に つき) |
|-------------|--|---------------------|------------------------|
| 常勤の特別職の職員に | 37円 | 日帰りの 場合 300 | 15,00 0円 |

| | | | |
|--|-------|-------|--|
| | 相当する額 | 円 | |
| | | 宿泊を伴 | |
| | | う場合 6 | |
| | | 00円 | |

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和52年条例第4号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (実費弁償の額) | (実費弁償の額) |
| 第2条 略 | 第2条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 第1項の 規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費とし、その額は、常勤の特別職の職員に支給する旅費の額 に相当する額とする。 | 3 第1項の 旅費の額は、我孫子市職員の旅費に関する条例(昭和54年条例第32号)別表第1に規定する常勤の特別職の職員に支給される旅費(旅行雑費を除く。) に相当する額とする。 |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の我孫子市職員の旅費に関する条例(以下この条において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行

について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の我孫子市職員の旅費に関する条例（以下この条において「旧条例」という。）第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第29条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（委任）

第3条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。